

## 令和3年度 第4回 吹田市政策会議概要

日 時：令和3年（2021年）10月26日（火）午後3時～午後4時10分

場 所：吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席者：後藤市長、春藤副市長、辰谷副市長、小西総務部長、今峰行政経営部長、  
北澤児童部長、岡健康医療部長

所 管：【福祉部（障がい福祉室）】

大山部長、安井次長、西村室長、脇谷参事、西村主幹

案 件	吹田市立障害者支援交流センター条例及び同施行規則の一部改正について
担当及び関連部局	福祉部（障がい福祉室）
<p><b>【案件概要】</b>            医療的ケアを必要とする障がい者に対して、持続可能な支援が行えるよう、障害者支援交流センター「あいほうぶ吹田」に指定管理者制度を導入するに当たり、吹田市立障害者支援交流センター条例及び同施行規則の一部を改正するもの。</p>	
<p><b>【所管部の考え方】</b>            高度地域医療機関が集積している本市の地域特性も踏まえ、重度障がい者のうち、日常的にたん吸引等の医療的ケアを必要とする方（以下「医療的ケア者」という。）の受入れ促進を図るため、更なる民間ノウハウの活用と効果的な施設運営を目的に、吹田市立障害者支援交流センター「あいほうぶ吹田」（以下「あいほうぶ」という。）に指定管理者制度を導入するとともに、受入れ人数に応じた加算金等のインセンティブを設け、当該施設を医療的ケア者の支援に重点を置いた施設とする。また、あいほうぶでのインセンティブの設定基準に合わせた、民間事業所への市独自の補助制度等について検討を行う。</p>	
<p><b>【質疑概要】</b>            質問： 資料1-1の2に「高度地域医療機関が集積している本市の地域特性」とあるが、重度障がい者数の対人口比率は他市より高いのか。人数は多いのか。            回答： 令和元年度（2019年度）に大阪府が行った統計から、府内市町村の中でも本市の対人口比率はかなり高く、本市の特性が要因と分析している。人数も府内で上位である。            質問： あいほうぶでの医療的ケア者の利用者数が開所当時と比較して約4倍となっているが、いつ頃からどのような要因で増加したのか。今後も増加傾向は続くのか。            回答： 全国的に医療的ケア児が急増している。少子化にもかかわらず、医療的ケア児は増加しており、医療技術の進歩によるものと思われる。加えて、平成15年（2003年）に支援費制度が導入されたことにより、在宅医療の方が日中活動の場を求めるようになったことが要因だと考えられる。今後もこの傾向は続くと思われている。            質問： 総合福祉会館の受入れ数を増やす余地はないのか。            回答： 既に定員に達しており、現在のスペースでは受入れ数を増やすことはできない。</p>	

質問： 資料1-1の2に、あいほうぶを「医療的ケア者の支援に重点を置いた施設とします。」とあるが、具体的に教えてほしい。

回答： 今後、国の介護報酬の充実により民間事業所での受入れが進んでいる他の重度障がい者については、あいほうぶでの受入れを減らし、民間事業所での受入れが難しい医療的ケア者を重点的に受け入れる施設とするものである。

質問： 医療的ケア者に対する国の介護報酬が充実することはないのか。

回答： 現在のところ、そのような情報は出ていないが、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されたこともあり、今後については注視していく。

質問： 医療的ケア者の受入れ数について、令和15年度（2033年度）までに、民間事業所を含めた市全体で38人の拡充を目指しているが、そのうち、あいほうぶの拡充人数は。

回答： 13人である。

意見： 13人を増加させるためにインセンティブを設けることとなるが、金額などの設定内容については、実施計画及び予算査定で詳細を確認の上、十分な精査が必要である。

質問： 民間事業所の医療的ケア者受入れに対する市独自の補助制度については、いつ開始する予定か。

回答： 令和5年4月を目指している。

質問： 本市の「指定管理者制度についての運用指針」で、指定期間を原則5年としており、福祉部所管の他の施設は5年としている中、指定期間を10年とする理由は。

回答： 重度障がい者は長期間継続して同じ施設を利用されるため、介護職員が変わることによる不安やストレスの負担は非常に大きいと考えている。また、介護技術の取得にはかなりの時間を要することなどから、事業所側の負担も勘案し、指定期間を10年としている。

指示： 指定期間が長いことから、指定管理事業者が医療的ケア者の受入れ拡大を確実に進められるよう、公募要件や協定書等に、詳細な取決めを明記するなどの対応を行うこと。

指示： 指定期間の10年の間に、医療的ケア者に対する国の介護報酬が充実した場合などに対応するため、インセンティブ設定見直しの余地を残した公募要件等の設定を検討すること。

#### 【結果】

本件は承認された。会議で出た意見・指示を踏まえて、公募要件の詳細等を精査していくこと。